

-提供条件書「子育てサポート割引」-

- 「子育てサポート割引」は、5G サービス契約約款及び Xi サービス契約約款（以下、「契約約款」といいます）並びに本提供条件書で規定する利用上の条件に従って提供されます。本提供条件書は、契約約款の一部を構成します。
- 本提供条件書に記載の料金プラン、割引サービス、パケット定額サービスその他当社が提供するサービスは、当社の契約約款、利用規約、ご利用規則又は提供条件書等に定めるものをいいます。

1. サービス概要

「子育てサポート割引」は、ひとり親世帯または母や父に代わってその児童を養育しているお客さまが対象料金プランをご契約いただくことで、対象料金プランの月額料金から毎月 1,000 円（税込 1,100 円）割引する割引サービスです。また、音声オプションをご契約いただいている方は、音声オプションの月額料金から毎月 700 円（税込 770 円）割引いたします。

2. 提供条件

(1) 提供開始日

2020 年 12 月 9 日（水）

(2) 割引適用条件

No.	項目	概要
1	契約種別	5G/Xi
2	契約者名義	個人名義
3	対象料金プラン	5G ギガホ プレミア 5G ギガホ、5G ギガライト ギガホ プレミア、ギガホ プレミア：2 年定期 ^{※1} ギガホ 2、ギガホ 2：2 年定期 ^{※1} 、ギガライト 2、ギガライト 2：2 年定期 ^{※1} ケータイプラン 2 ^{※2} 、ケータイプラン 2：2 年定期 ^{※2}
4	対象となるお客様	以下の①②の条件を満たすお客さまが対象となります ①次のいずれかの証明書により、ひとり親世帯であることまたは母や父に代わって児童を養育していることを証明できる方 <必要書類> ・児童扶養手当受給者証 ・戸籍謄本 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 ②お子さまの年齢が 18 歳となって最初に 3 月 31 日を迎えるまでの方

※1：2 年単位で同一回線を継続利用いただくことが条件となり、料金プランの変更、契約変更および解約のお申し出がない場合、自動更新となります。更新後を含む契約期間中にご契約回線の解約などの場合は、1,000 円（税込 1,100 円）の解約金がかかります。ただし、契約満了月の当月・翌月・翌々月はかかりません。

※2 「ケータイプラン 2」は料金プラン月額料金割引の対象外となります。

(3) 割引内容

No	項目	概要
1	料金プラン 月額料金割引額	1,000 円/月 (税込 1,100 円/月)
2	音声オプション 月額料金割引額 ^{※3}	700 円/月 (税込 770 円/月)
3	割引期間	ドコモに登録するお子さまの年齢が満 18 歳となった次の 3 月 31 日まで ^{※4}
4	適用開始時期	・お申込み日、当月から割引適用となります ^{※5} 但し、対象料金プラン/音声オプションを「翌月適用」とした場合、「子育てサポート割引」の割引額も翌月から適用となります
5	適用終了条件	以下のいずれかに該当した場合、当月末までの適用となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・割引期間が終了となる場合 ・適用条件に記載の「対象料金プラン」「対象となるお客様」を満たさなくなった場合 ・契約者の名義が適用対象外となった場合 ・電話番号保管を申し込みした場合 ・ドコモに登録するお子さまの情報を廃止した場合 ・ご契約回線を解約した場合

※3 「かけ放題オプション」「5分無料通話オプション」をご契約中の場合、音声オプション月額料金から割引となります。

※4 ドコモに登録するお子さまの生年月日が 4 月 1 日の場合、満 17 歳の 3 月 31 日までとなります。

※5 月途中における新規契約など、対象料金プラン月額料金および音声オプション月額料金が日割計算となる場合、割引額も日割り計算となります。

(4) 注意事項

- 同一の契約者名義で、複数回線の「子育てサポート割引」は適用できません。
- 「みんなドコモ割」「ずっとはじめてスマホ割」「おしゃべり割」「5G ギガホ音声割」と重畳適用はできません。
いずれかの適用条件を満たした場合、「子育てサポート割引」が適用されます。
- 「ハーティ割引」との重畳契約ができません。双方の適用条件を満たした場合、「ハーティ割引」が適用されます。
また、同一の契約者名義で「ハーティ割引」もしくは「子育てサポート割引」いずれかを 1 回線のみ適用が可能です。
- 「子育てサポート」適用にあたっては、ご契約者名義とは別に、お子さまの情報をご契約者が指定し登録いただく必要があります。
- お子さまの登録にはご契約者からお子さまの本人確認書類の提示が必要となります。

【本人確認書類】

運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳（障がい者手帳）、療育手帳、健康保険証、住民基本台帳カード、在留カードまたは外国人登録証明書、
その他官公庁から発給・発行された生年月日記載の書類

- 対象料金プラン以外へ変更した場合は、「子育てサポート割引」は廃止となり、当月末までの適用となります。
- 月途中に「子育てサポート割引」が廃止された場合、廃止月の当月ご利用分まで割引を適用します。
- 音声オプションが廃止された場合、廃止月の当月ご利用分まで音声オプション月額料金割引を適用します。
- 「子育てサポート割引」適用期間終了後は自動的に廃止されます。

- 当社は、「子育てサポート割引」の全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、「子育てサポート割引」のご契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、「子育てサポート割引」の全部が廃止された場合は、当該時点をもって「子育てサポート割引」のご契約は自動的に終了するものとします。
- 当社は、前項の規定により「子育てサポート割引」の全部を廃止するときは、廃止の期日等を「子育てサポート割引」のご契約者へ通知します。また、「子育てサポート割引」の全部又は一部を廃止したことにより「子育てサポート割引」のご契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

□提供条件書について

- 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- 本提供条件書の記載事項を変更する場合は、個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法により説明します。
- 最新の提供条件書、および各契約約款、利用規約、ご利用規則は、当社のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

«株式会社 NTT ドコモ ホームページ» <https://www.nttdocomo.co.jp/>

■更新履歴

2020年12月9日	新規作成
2021年4月1日	「5G ギガホ プレミア」「ギガホ プレミア」提供開始に伴う改版
2021年4月22日	割引対象者拡大に伴う改版

提供条件書「子育てサポート割引」（2021年4月22日版）